

# **JAPANブランド補助金の統合について**

## **【海外市場開拓（JAPANブランド）類型】**

**令和5年2月**  
**近畿経済産業局 地域ブランド展開支援室**

# 海外展開支援の強化

- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の一環として、ものづくり・商業・サービス補助金においても、グローバル展開型をグローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充する。
- 具体的には、補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ、使い勝手を向上。また、一部の類型で、ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加。

## 【グローバル市場開拓枠における申請要件について】

類型	補助率	補助額	補助対象経費
①海外直接投資 ②海外市場開拓 (JAPANブランド) ③インバウンド市場開拓 ④海外事業者との共同事業	1/2  小規模事業者の場合 2/3以内	<b>100万円</b> ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、 ②技術導入費、③専門家経費、 ④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、⑥原材料費、⑦外注費、 ⑧知的財産権等関連経費、⑨海外旅費、 <b>⑩広告宣伝・販売促進費 (海外市場開拓 (JAPANブランド) 類型のみ)</b>

# 補助対象者の範囲

## 1. 中小企業、小規模事業者

業種・組織形態	資本金 (資本の額又は出資の総額)	従業員 常勤	補助対象
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人	○
卸売業	1億円	100人	○
小売業	5,000万円	50人	○
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	○
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業)	3億円	300人	○
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人	○
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	○
旅館業	5,000万円	200人	○
その他の業種(上記以外)	3億円	300人	○

## 2. 組合関係など

業種・組織形態	補助対象
企業組合	○
協業組合	○
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	○
商工組合、商工組合連合会	○
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	○
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	○
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	○(※注1)
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	○(※注2)
内航海運組合、内航海運組合連合会	○(※注3)
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの、 企業組合、協業組合であること)	○
投資事業有限責任組合(LPS)	×
有限責任事業組合(LLP)	×
合同会社(LLC)	○
森林組合、森林組合連合会	×
漁業協同組合、漁業協同組合連合会	×
農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人	×
商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会	×
都道府県中小企業団体中央会	×
社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)	×
第三セクター	×

注1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。

注3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

## ものづくり補助金（海外市場開拓（JAPANブランド）類型）との補助対象経費の比較

JAPANブランド補助金	ものづくり補助金 海外市場開拓(JAPANブランド)類型
①謝金	専門家経費
②旅費	海外旅費
③借損料	機械装置・システム構築費（補助事業期間中のみ）
④通訳・翻訳費	通訳・翻訳費
⑤資料購入費	—
⑥通信運搬費	運搬費
⑦広報費	広告宣伝・販売促進費
⑧マーケティング調査費	—
⑨産業財産権等取得等費	知的財産権等関連経費、技術導入費
⑩展示会等出展費	広告宣伝・販売促進費
⑪雑役務費	—
⑫講座受講料	—
⑬原材料等費	原材料費
⑭機械装置等費	機械装置・システム構築費
⑮設計・デザイン費	外注費
⑯委託・外注費	外注費

# 支援パートナー制度について

- グローバル市場開拓枠では、申請者の輸出状況に応じて、海外展開に係る専門性を申請者の遂行能力または外部専門家等の関与により担保する必要がある。
- ①既に輸出経験があり、海外展開に関する業務を自主的に遂行する能力をしている場合  
→**必ずしも外部専門家の活用を求めない。**
- ②海外展開に関する業務を自主的に遂行する能力を有さない場合  
→**外部専門家等の活用を要件とする。**

※令和4年度JAPANブランド事業において支援パートナーに選定されている事業者も活用可能

## ①申請者のみで海外展開に関する業務を自主的に遂行する能力を有することについての評価項目

- いつどの国に対し、どのような商品を輸出・役務を提供したか。
- 社内体制において、輸出事務経験のある人材を確保しているか。
- 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が実施する「中小企業海外ビジネス人材育成塾」（現地法人経営講座を除く。）を過去に受講したことがあるか。

## ②活用する外部専門家等が海外展開業務を支援する能力を有することについての評価項目

- 支援実績について、どのような事業者に対して、いつどの国に対し、どのような商品の輸出・役務の提供支援を行ったか、支援によってどのような成果があったか。
- 支援事業者としての具体的な支援ツール又は支援ノウハウはどのようなものがあるか。